

見附市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第24号

見附市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

見附市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年見附市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第18号中「9月」を「10月」に、「4日」を「5日」に改める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。